

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

**規則**

- 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則 三五

**告示**

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三五
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三六
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三六
- 生活保護法による指定介護機関を指定した件 三六
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三六

- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三三〇
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 三三〇
- 公金の収納の事務を委託した件 三三〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三〇

**公告**

- 専決処分した予算の要領を公表する件 三三三
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件 三三三
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 三三三
- 基本測量の実施について通知があった件 三三三

**福島県選挙管理委員会**

- 不在者投票のできる施設として指定した件 三三六

**正誤**

- 平成二十一年三月三十一日付け号外第二十八号中 三三七

## 規則

福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第五十七号

#### 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和四十年福島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「による保護」を「に基づく保護を受けている場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に基づく支援給付」に改める。

別表中「一、五〇〇、〇〇〇円」を「一、四七〇、〇〇〇円」に、「一、五〇〇、〇〇一円」を「一、四七〇、〇〇一円」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(薬務課)

## 告示

### 福島県告示第三百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十一年五月二十二日

名称	所在地	福島県知事	佐藤 雄平
久津医院	福島市入江町一三三	指定年月日	平成二十一年四月一日
大川レディースクリニック	福島市鳥谷野字天神三一	同	同
医療法人耳鼻咽喉科鈴木医	会津若松市西栄町一〇一四	同	同
院		同	同
いがらし内科クリニック	白河市老久保一三一	同	同
泉崎南東北診療所	西白河郡泉崎村泉崎字山ヶ入五六	同	同
よしだ歯科クリニック	福島市万世町三一三六	同	同

あゆり歯科クリニック 西白河郡矢吹町一本木四六三―二二 月八日  
 同 年五  
 ベース薬局三河台店 福島市野田町二―四―二五 月一日  
 同 年四  
 白河調剤薬局 白河市六反山一〇―三六 同  
 爽秋会ふくしま訪問看護ステーション 福島市蓬萊町一―一三―八 同  
 (社会福祉課)

**福島県告示第三百三十七号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。  
 平成二十一年五月二十二日  
 福島県知事 佐藤雄平

名	称	所 在 地
変更前	八子整形外科医院	福島市森合字屋敷下三六―二
変更後	八子リウマチ・内科・整形外科クリニック	福島市旭町九―二四
変更前	岩井薬局競馬場前店	福島市旭町九―二四
変更後	競馬場前薬局	福島市旭町九―二四

(社会福祉課)

**福島県告示第三百三十八号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十一年五月二十二日

名 称 所在地  
 久津医院 福島市入江町一三―三  
 福島県知事 佐藤雄平  
 廃止年月日 平成二十一年三月三十一日

医療法人山森会山森医院 福島市宮下町一八―二〇 同 年四  
 富田婦人科クリニック 福島市三河南町四―一三 同 年二  
 耳鼻咽喉科鈴木医院 会津若松市西栄町一〇―一四 同 年三  
 いがらし内科クリニック 白河市老久保一三―一 同  
 国民健康保険泉崎村立病院 西白河郡泉崎村泉崎字山ヶ入五六 同  
 白河調剤薬局 白河市六反山一〇―三六 同  
 (社会福祉課)

**福島県告示第三百三十九号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。  
 平成二十一年五月二十二日  
 福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地  
 小森山産婦人科医院 須賀川市西川字後田九七―二七  
 指定辞退年月日 平成二十一年五月一日  
 (社会福祉課)

**福島県告示第三百四十号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。  
 平成二十一年五月二十二日

氏 名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日  
 菅野博行 福島市大笹生字作田 レイス治療 福島市北中央一―四八 平成二十一年五月一日  
 六―三 院ふくしま 一―三  
 (社会福祉課)

**福島県告示第三百四十一号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律

第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
 平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	爽秋会ふくしま訪問看護ステーション	居宅介護支援事業所きぼう	デイサービスセンター 健やかライフ	ケアサポートプランニング
事業所の所在地	福島市蓬萊町一丁目一三―八	同 市笹谷字谷地前二―三―五 二アホーム せんじゅめ内	同 市飯坂町字湯町二八―一	同 市蓬萊町三丁目一―一六
事業者の名称	医療法人爽秋会	フジケアサービス株式会社	株式会社癒樹会	ケアサポートプランニング株式会社
事業者の主たる事務所の所在地	宮城県名取市植松一丁目一―二四	同 県郡山市大町一丁目一四―一四	同 県福島市笹谷字下釜二四―一四	同 市蓬萊町三丁目一―一六
指定年月日	平成二十二年四月一日	平成二十二年三月一日	同	同
サービスの種類	訪問看護	居宅介護 支援事業	通所介護 介護予 防通所介 護	福祉用具 貸与 介護予 防福 祉用具 貸 与 特定 福祉用具 販売 特定 介護予 護

ツクイ会津 金川町	会津若松市 金川町九―二	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡一丁目六一―一	同	通所介護 介護予 防通所介 護
そうま・ほととサロン	相馬市今田 字大竹三四	有限会社そ うま介護セ ンター	福島県相馬市今 田字大竹三四	平成二十二年 四月一日	認知症対 応型通所 介護 介 護予防認 知症対応 型通所介 護
介護老人保 健施設あだ たら	二本松市油 井字戸ノ内 二―一―一	医療法人幸 信会	同 県二本松市 油井字戸ノ内二 一―一	平成二十二年 三月一日	通所リハ ビリテー ション 短期入所 療養介護 介護老 人保健施 設 介護 予防通所 リハビリ テーション 介護 予防短期 入所療養 介護
指定通所介 護事業所南 相馬市社会 福祉協議会 あすなろデ イサービス センター	南相馬市小 高区小高字 金谷前八四	社会福祉法 人南相馬市 社会福祉協 議会	同 県南相馬市 原町区小川町三 二―一―一	同	認知症対 応型通所 介護 介 護予防認 知症対応 型通所介 護







伊達ケアプランセンター	伊達・梁川・保原ケアプランセンター	伊達市箱崎字川端七	社会福祉法人伊達市社会福祉協議会	同 県伊達市保原町宮下一一
月舘ケアプランセンター	霊山・月舘ケアプランセンター	同 市月舘町月舘字関ノ下一二	同	同
梁川ヘルパーステーション	伊達・梁川・保原ヘルパーステーション	同 市梁川町元陣内一一二	同	同
霊山ヘルパーステーション	霊山・月舘ヘルパーステーション	同 市霊山町掛田字町田一四五	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
J A しらかわ ふれ愛ヘルパーステーション	白河市弥次郎窪二九一一	白河市六反山一〇一一	白河農業協同組合	福島県白河市弥次郎窪二九一一
アイランド介	同 市萱根字大	同 市豊地字弥	アイランド	同 県郡山市安

護センター白河	清水六〇	次郎三四	サポート株式会社	積町日出山四丁目一八一
南郷指定居宅介護支援事業所	南会津郡南会津町片貝字中田九八	南会津郡南会津町片貝字根木屋向一一一	社会福祉法人南会津会	同 県南会津郡南会津町田島字西町甲四三三一
富岡町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	双葉郡富岡町上手岡字高津戸一四七一一	双葉郡富岡町本岡字王塚六二二一一	社会福祉法人伸生双葉会	同 県双葉郡富岡町上手岡字高津戸一四七一一

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
指定リハビリテーション事業所医療法人掛田中央内科イケア	指定リハビリテーション事業所「リハビリセンター掛田」	伊達市霊山町掛田字西裏四八一	医療法人掛田中央内科	福島県伊達市霊山町掛田字西裏四八一

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる所在地	廃止年月日	サービスの種類
介護と福祉の店ホートク	双葉郡浪江町大字権現堂字新町六六	株式会社報徳	同 県いわき市内郷御厩町三丁目一四七	同	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具販売
そうま・ほつとサロン	相馬市今田字大竹三四	有限会社そうま介護センター	福島県相馬市今田字大竹三四	平成二十一年三月三十一日	通所介護 介護予防通所介護
社会福祉法人二本松市社会福祉協議会居宅介護支援事業所とうわ	同 市針道字蔵下二	同	同 県二本松市若宮二丁目六九	同	居宅介護支援事業

社会福祉法人二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションあだち	同 市油井字濡石一	同	同	同	訪問介護 介護予防訪問介護
社会福祉法人二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションとうわ	同 市針道字蔵下二	同	同	同	同
社会福祉法人二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーション	同 市相馬市原南相馬市	同	同 県南相馬市原町区本町二二七	同	訪問看護 介護予防訪問看護
伊達ヘルパーステーション	伊達市箱崎字川端七	社会福祉法人伊達市社会福祉協議会	同 県伊達市保原町宮下一一一	同	訪問介護 介護予防訪問介護
月館ヘルパーステーション	同 市月館町月館字関ノ下一二一	同	同	同	同
梁川ケアプランセンター	同 市梁川町元陣内一	同	同	同	居宅介護支援事業
保原ケアプランセンター	同 市保原町大泉字大地内一〇〇	同	同	同	同
霊山ケアプランセンター	同 市霊山町掛田字町	同	同	同	同

国民健康保 険泉崎村立 病院指定居 宅介護支援 事業所	西白河郡泉 崎村大字泉 崎字山ケ入 一〇一	国民健康保 険泉崎村 立病院管理 者	同 県西白河郡 泉崎村泉崎字 山ケ入五六	同	同
会津美里町 地域包括支 援センター	大沼郡会津 美里町鶴野 辺字広町七 四〇	会津美里町	同 県大沼郡会 津美里町宮北三 一六三	同	地域包括 支援セン ター
南会津町指 定介護予防 支援事業所	南会津郡田 島町字後原 甲三五三二 一一	南会津町	同 県南会津郡 南会津町田島字 後原甲三五三二 一一	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第三百四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(障がい福祉課)

福島県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一  
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十  
一年五月二十二日から同年六月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ

くり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光  
商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津サティ 会津若松市駅前町四百二十番地二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

公 告

公告第二百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第一百七十九条第一項の規定により、平成  
二十一年三月三十一日専決処分した平成二十年度の福島県一般会計補正予算の要領は、  
次のとおりである。  
平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

平成20年度福島県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		234,235,175	361,000	234,596,175
	1 県 民 税	69,293,000	△ 142,000	69,151,000
	2 事 業 税	69,408,000	△ 90,000	69,318,000
	3 地 方 消 費 税	20,505,000	572,000	21,077,000
	4 不 動 産 税	4,833,000	289,000	5,122,000
	5 県 民 公 道 税	4,283,000	3,000	4,286,000
	6 グル ー プ 場	905,000	1,000	906,000



2 地方消費税 清算金	1 地方消費税 清算金	14 固定資産税	309,000	1,000	310,000
		7 自動車税	31,945,000	△ 26,000	31,919,000
		9 核燃料税	3,593,000	1,000	3,594,000
		10 自動車税	5,900,040	△ 290,000	5,610,040
		11 軽油引取税	22,569,135	42,000	22,611,135
		1 地方消費税 清算金	36,575,000	343	36,575,343
		1 地方消費税 清算金	36,575,000	343	36,575,343
		3 地方譲与税	5,369,800	△ 271,828	5,097,972
		1 地方道路 譲与税	5,020,800	△ 242,929	4,777,871
		2 石油ガス 譲与税	330,000	△ 23,364	306,636
		3 航空機燃料 譲与税	19,000	△ 5,535	13,465
5 地方交付税	212,589,244	24,626	212,613,870		
1 地方交付税	212,589,244	24,626	212,613,870		
6 交通安全対策 特別交付金	880,000	691	880,691		
1 交通安全対策 特別交付金	880,000	691	880,691		
9 国庫支出金	116,911,942	33,483	116,945,425		
2 国庫補助金	77,075,909	33,483	77,109,392		
10 財産収入	2,703,818	4,300	2,708,118		
2 財産売却	1,615,855	4,300	1,620,155		

11 寄附金	1 寄附金	201,479	18,000	219,479
		26,411,702	△ 5,077,048	21,334,654
12 繰入金	2 基金繰入金	22,072,976	△ 5,077,048	16,995,928
14 諸収入	1 延滞金、加算 金及び過料等	83,138,254	262,133	83,400,387
		486,825	61,567	548,392
		6,040,642	183,671	6,224,313
15 県債	8 雑収入	2,554,664	16,895	2,571,559
		119,490,400	4,644,300	124,134,700
歳入合計		869,290,808	0	869,290,808

2 地方債補正  
(1) 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活基盤緊急改善 事業費	2,300,000	1 借入方法 普通貸借又は 借入資金その 他	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府債)	起債日から35年以内 (据置期間を含む。) の期間において資金 の融通条件及び知事 の定めるところによ り償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還 年限を短縮し、又は



国道第1種改良費	789,600
災害防除費	299,200
国道改良費	2,806,000
電線共同溝整備費	22,500
国道第2種改良費	27,000
河川改良費	409,300
ふなっごふるさと川づくり事業費	20,200
河川流域総合情報システム事業費	72,200
広域基幹河川改修事業費	765,100
鉄道橋・道路橋緊急対策事業費	180,000
広域一般河川改修事業費	145,000
総合流域防災事業費(河川)	1,022,900
高潮対策費	236,300
堰堤改良費	31,700
地すべり災害防除費	8,900
急傾斜地崩壊防止対策費	91,600
通常砂防費	435,000
火山砂防費	290,500

789,300
270,300
2,805,800
22,400
26,900
405,000
20,100
72,000
764,700
179,900
144,800
1,021,800
235,800
31,400
9,000
93,100
434,200
290,300

地すべり対策費	72,400
急傾斜地対策費	94,000
総合流域防災事業費(河川)	261,000
港湾修築費	188,100
広域資源活用護岸整備費	760,300
重要幹線街路費	395,300
交通安全施設等整備事業費(補助)	1,011,800
港湾改良費	13,000
緊急地方道整備費	5,026,900
警察施設費	434,300
大規模改造費(高等学校)	1,094,100
県立医科大学附属病院整備費	1,506,000
県有施設耐震改修費	329,300
国直轄道路事業費	10,790,100
国直轄河川事業費	1,041,700
国直轄土地改良事業費	52,400
海岸災害復旧費	14,000
災害調査費	14,800

72,200
93,700
260,700
187,400
759,100
395,200
1,011,500
900
5,223,600
423,000
1,086,400
1,467,000
326,600
11,292,500
1,036,000
57,700
13,900
12,900

運搬手当費	6,055,000	5,902,000
減価償却費	10,000,000	11,200,000
計	106,833,400	109,277,700

(財政課)

公告第二百七十九号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

本宮市長 佐藤 嘉重

福島県本宮市本宮字万世二二二番地

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県本宮市長屋字館地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類

産業廃棄物指定処理施設(動物のふん尿の堆肥化施設)

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力

六・二トン毎日(二四時間)

(産業廃棄物課)

公告第二百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、佐賀瀬頭首工管理規程について、平成二十一年五月七日次のとおり認可した。

平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理規程を定めた者の名称

会津宮川土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十一日から九月十日までのかんがい期間にあっては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良

好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第二百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年五月十三日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十一年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 南相馬市、河沼郡柳津町及び石川郡平田村

二 測量期間 平成二十一年六月一日から平成二十二年二月二十八日まで

三 作業の種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第九十四条、第九十七条若しくは第九十八条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十一年五月十五日次のとおり指定した。

平成二十一年五月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の 所在地
さかえグリーンハート美術館通り	郡山市字下館野一番地一

○平成二十一年三月三十一日付け号外第二十八号中

正 誤

一四	一一	八	ページ
下	下	下	段
後ろか ら四 後ろか ら一	後ろか ら一九	後ろか ら八	行
この条	とあるのは、	第八條の四十九	正
この項	とあるのは	第八條の四十九條	誤
		、当該特別徴収義務者からの引取り	